

第 118 回丹波市議会定例会

自 令和 3 年 6 月 2 日
至 令和 3 年 6 月 25 日

議案審議資料

(No. 1)

【目 次】

①議案第53号（丹波市固定資産評価審査委員会条例改正）	・・・ 1～2
②議案第54号（丹波市職員の服務の宣誓に関する条例改正）	・・・ 3～5
③議案第55号（丹波市税条例改正）	・・・ 6～9
④議案第56号（丹波市福祉医療費助成条例等改正）	・・・ 10～16
⑤議案第57号（消防団ポンプ自動車購入契約の締結）	・・・ 17～19
⑥議案第58号（丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例改正）	・・・ 20～22
⑦議案第59号（字の区域変更）	・・・ 23～25
⑧議案第60号（丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例改正）	・・・ 26～27

丹 波 市

議案第53号

丹波市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について

1 提案の趣旨

行政手続に関する押印の見直しに伴い、審査申出書等の書面への押印を不要とすることについて、国からの通知内容を踏まえ、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 審査申出書への審査申出人の押印を廃止する。
- (2) 口述書への提出者の署名押印を廃止する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市固定資産評価審査委員会条例（平成16年丹波市条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市固定資産評価審査委員会条例 平成16年11月1日 条例第22号 最終改正 令和2年3月10日条例第3号 (審査の申出)</p> <p>第5条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は代理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは代理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> (口頭審理)</p> <p>第9条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u> (1) 提出者の住所又は居所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項</p> <p>6～8 略</p>	<p>○丹波市固定資産評価審査委員会条例 平成16年11月1日 条例第22号 最終改正 令和2年3月10日条例第3号 (審査の申出)</p> <p>第5条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>5 審査申出人は、代表者若しくは代理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> (口頭審理)</p> <p>第9条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> (1) 提出者の住所又は居所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項</p> <p>6～8 略</p>

議案第54号

丹波市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

行政手続に関する押印の見直しに伴い、職員の服務の宣誓書への押印を不要とすることについて、職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）の内容を踏まえ、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 職員の服務の宣誓書に係る署名押印を不要とする。
- (2) 宣誓書の様式を規定する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年丹波市条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の服務の宣誓に関する条例 平成16年11月1日 条例第32号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による<u>宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行うことができない。</u></p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>	<p>○丹波市職員の服務の宣誓に関する条例 平成16年11月1日 条例第32号 最終改正 令和2年3月10日条例第8号 (服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、別記様式による<u>宣誓書を_____任命権者に提出してからでなければ、その職務を行うことができない。</u></p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p> <p><u>別記様式（第2条関係）</u> (略)</p>

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

議案第55号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和3年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 国外居住親族の取扱いの見直しに伴う規定の整備

控除対象扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人の市民税の非課税の判定に用いる扶養親族及び公的年金受給者の扶養親族申告書に係る扶養親族の定義について明確化する。

(2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長 個人の市民税に係る適用期限について「平成30年度から令和4年度まで」を「平成30年度から令和9年度まで」に延長する。

3 施行日

(1) 令和6年1月1日（第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定） (2) 令和4年1月1日（附則第6条の改正規定）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和3年3月31日条例第24号 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____</p> <p>_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場</p>	<p>○丹波市税条例</p> <p style="text-align: center;">平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和3年3月31日条例第24号 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場</p>

合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。

合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

議案第56号

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

県との共同事業として実施している福祉医療について、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正され、令和3年7月1日から施行されるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 助成対象に訪問看護療養費を加える。
- (2) 平成30年度税制改正において、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに基礎控除額が10万円引き上げられることとされた。これに伴い不利益が生じないようにするために、所得の算定方法を変更する。
- (3) 令和2年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削除する。
- (4) 字句の修正（第2条関係）を行う。

3 施行日

- (1)～(3) 令和3年7月1日（第1条及び第3条関係）
- (4) 公布の日（第2条関係）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和3年3月9日条例第5号 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者(法第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当するもの(以下「重度精神障害者」という。)</p> <p>(3) 乳幼児等 市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</p> <p>(4) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(5) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p>	<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和3年3月9日条例第5号 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者(法第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当するもの(以下「重度精神障害者」という。)</p> <p>(3) 乳幼児等 市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</p> <p>(4) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(5) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p>

- (7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人
その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
- (8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を
有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39
年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する
配偶者のない女子及びその者が監護している児
童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31
日までの間にある者又は20歳に達する日の属す
る月の末日までの間にあって別表第1の規定に
該当する者をいう。
- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を
有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第
2項の規定に該当する配偶者のない男子及びそ
の者が監護している児童のうち、18歳に達する日
以後の最初の3月31日までの間にある者又は20
歳に達する日の属する月の末日までの間にあつ
て、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定
に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最
初の3月31日までの間にある者又は20歳に達す
る日の属する月の末日までの間にあって、別表第
1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主とし
て維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1
項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」と
いう。）の規定による療養の給付又は保険外併
用療養費若しくは療養費
（家族療養費）及び特別療養
費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用
の額から医療保険各法の規定により医療の給付
を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額
（保険者の規約、定款、運営規則等により医
療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保
険給付に準ずる給付を受けることができる場合
における当該支給又は給付を含む。）及び医療保
険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体
又は独立行政法人の負担において医療に関する
給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律
第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及
び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は
薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の
世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給
付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給
付が行われた月が4月から6月までの間にあつ
ては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法
(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民
税（同法第328条の規定によって課する所得割を
除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村

- (7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人
その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
- (8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を
有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39
年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する
配偶者のない女子及びその者が監護している児
童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31
日までの間にある者又は20歳に達する日の属す
る月の末日までの間にあって別表第1の規定に
該当する者をいう。
- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を
有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第
2項の規定に該当する配偶者のない男子及びそ
の者が監護している児童のうち、18歳に達する日
以後の最初の3月31日までの間にある者又は20
歳に達する日の属する月の末日までの間にあつ
て、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定
に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最
初の3月31日までの間にある者又は20歳に達す
る日の属する月の末日までの間にあって、別表第
1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主とし
て維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法第7条第1
項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」と
いう。）の規定による療養の給付又は保険外併
用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費
（家族療養費、家族訪問看護療養費）及び特別療養
費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用
の額から医療保険各法の規定により医療の給付
を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額
（保険者の規約、定款、運営規則等により医
療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保
険給付に準ずる給付を受けることができる場合
における当該支給又は給付を含む。）及び医療保
険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体
又は独立行政法人の負担において医療に関する
給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律
第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及
び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は
薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の
世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給
付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給
付が行われた月が4月から6月までの間にあつ
ては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法
(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民
税（同法第328条の規定によって課する所得割を
除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村

の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項ただし書中「70万円」とあるのは「80万円」と読み替えて同項の規定を適用して算定した総所得金額

とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(

所得税法第35条第2項に規定す

の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者

を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定す

る公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その金額
が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

附 則

(市町村民税の額の算定の特例)

5 第3条第1項第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合には、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納稅義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納稅義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に所得割非課税者であるときは、所得割の額を0として算定するものとする。

(支給の特例)

6 平成25年7月1日から令和3年6月30日までの間に支給する福祉医療費にあっては、第4条第1項第4号ア(ア)の規定にかかわらず、乳幼児等に係る福祉医療費の額は、被保険者等負担額に相当する額とする。

る公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

附 則

(市町村民税の額の算定の特例)

(支給の特例)

5 平成25年7月1日から令和3年6月30日までの間に支給する福祉医療費にあっては、第4条第1項第4号ア(ア)の規定にかかわらず、乳幼児等に係る福祉医療費の額は、被保険者等負担額に相当する額とする。

第2条関係

丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(平成29年丹波市条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後 (案)
○丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 平成29年3月13日 条例第12号 改正 平成29年6月26日条例第25号	○丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 平成29年3月13日 条例第12号 改正 平成29年6月26日条例第25号

<p>附 則 (支給の対象)</p> <p>3 丹波市内に住所を有する平成29年7月1日前から高齢期移行者(平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。)については次に規定する要件をすべて満たす場合、当該高齢期移行者に対し福祉医療費を支給する。</p> <p>(1) 平成29年7月1日から<u>平成34年6月30日</u>までの間において、高齢期市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>(2) 当該高齢期移行者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額_____</p> <hr/> <hr/> <p>_____をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。</p>
--

<p>附 則 (支給の対象)</p> <p>3 丹波市内に住所を有する平成29年7月1日前から高齢期移行者(平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。)については次に規定する要件をすべて満たす場合、当該高齢期移行者に対し福祉医療費を支給する。</p> <p>(1) 平成29年7月1日から<u>令和4年6月30日</u>までの間において、高齢期市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>(2) 当該高齢期移行者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額<u>〔所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額〕</u>をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。</p>
--

第3条関係

丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(平成29年丹波市条例第12号) 新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月13日 条例第12号</p> <p>改正 平成29年6月26日条例第25号</p> <p>附 則 (支給の対象)</p> <p>3 丹波市内に住所を有する平成29年7月1日前から高齢期移行者(平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。)については次に規定する要件をすべて満たす場合、当該高齢期移行者に対し福祉医療費を支給する。</p> <p>(1) 平成29年7月1日から<u>令和4年6月30日</u>までの間において、高齢期市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>(2) 当該高齢期移行者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金</p>	<p>○丹波市福祉医療費助成条例及び丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">平成29年3月13日 条例第12号</p> <p>改正 平成29年6月26日条例第25号</p> <p>附 則 (支給の対象)</p> <p>3 丹波市内に住所を有する平成29年7月1日前から高齢期移行者(平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。)については次に規定する要件をすべて満たす場合、当該高齢期移行者に対し福祉医療費を支給する。</p> <p>(1) 平成29年7月1日から<u>令和4年6月30日</u>までの間において、高齢期市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>(2) 当該高齢期移行者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金</p>

等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(_____

所得税法第3
5条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。

等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合は、0とする。)によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。

議案第57号

消防団ポンプ自動車購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 消防ポンプ自動車
- ・ 物 品 概 要 消防ポンプ自動車（CD-I型・900L水槽付）
- ・ 納 入 期 限 令和4年3月11日
- ・ 台 数 2台
- ・ 配 備 先 春日支団第3分団第4部、市島支団第1分団第2部
- ・ 契 約 金 額 42,746,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,886,000円)
- ・ 契約の相手方
名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	有限会社 西垣消防器具製作所
代 表 者 名	代表取締役 西垣 雅彰
本 社 所 在 地	兵庫県朝来市和田山町玉置461番地
営 業 年 数	95年
許 可 区 分	一
資 本 金	3,000,000円
実績高（2年平均）	458,343,000円
従 業 員 数	7人
契約担当支店営業所等	なし

受 注 実 績 (単位：円)

発注者	元/下	物 品 名	AT/MT	受注金額	納 期
朝来市	元	消防ポンプ自動車購入 (CD-I)	MT	20,398,750	R 2. 3. 19
北はりま 消防組合	元	救助工作車II型購入	MT	119,750,400	R 2. 3. 19
丹波市	元	消防ポンプ自動車購入 (CD-I)	AT	42,020,000	R 2. 3. 20
宮津与謝 消防組合	元	災害対応特殊消防ポン プ自動車(CD-I)購入	MT	38,610,000	R 2. 3. 23
福知山市	元	多機能型小型動力ポン プ付積載車ほか購入	AT	40,425,000	R 2. 11. 27
朝来市	元	消防ポンプ自動車購入 (CD-I)	MT	20,589,380	R 2. 12. 21
福知山市	元	25m級屈折はしご付消防 ポンプ自動車購入	MT	154,440,000	R 3. 1. 20
豊岡市	元	城崎分署13mブーム付消 防ポンプ自動車購入	MT	104,500,000	R 3. 1. 29
丹波篠山市	元	消防ポンプ自動車購入 (CD-I)	AT	41,848,020	R 3. 3. 15

入札参加業者及び開札結果（物品）

物 品 番 号	丹く安物第3号		
件 名	消防団ポンプ自動車購入		
納 入 場 所	丹波市役所		
開 札 年 月 日	令和3年4月30日	(仮)契約年月日	令和3年5月13日
予 定 價 格	52,164,000円 (税抜)	最 低 制 限 價 格	無
参 加 資 格 要 件	① 物品・役務の入札参加資格者で、消防用車両等の販売を希望していること。 ② 平成28年度以降に国又は地方公共団体へ消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ普通積載車の納入実績があること。 ③ その他公告のとおり		

業 者 名	第 1 回 入 札 金額	再 入 札 金額	備 考
有限会社 西垣消防器具製作所	38,860,000円		落 札
株式会社 ナカムラ消防化学 大阪営業所	42,250,000円		
株式会社 神防社	42,700,000円		
大槻ポンプ工業 株式会社	43,800,000円		
株式会社 吉谷機械製作所	45,600,000円		
日本機械工業 株式会社 大阪営業所	47,000,000円		
長野ポンプ 株式会社 大阪営業所	49,000,000円		

落 札 者 名	有限会社 西垣消防器具製作所 代表取締役 西垣 雅彰		
落札者所在地	兵庫県朝来市和田山町玉置461番地		
契 約 金 額	42,746,000円 (うち消費税相当額 3,886,000円)		
納 入 期 限	令和4年3月11日		

議案第58号

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和3年4月27日付け丹波市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、容器包装プラスチックの分別徹底を促進し、資源化への意識向上及び燃やすごみに混入されている容器包装プラスチックの減少を図るため、ごみ処理手数料の一部を改正することについて、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) ごみ処理手数料（1袋あたり）を改定する。

プラスチック系のごみ	大袋	50円	→	20円
	中袋	30円	→	15円

改定後のごみ処理手数料は、袋の製造、配送及び販売委託に係る費用相当額を基に算出した。

- (2) 字句の修正を行う。

3 施行日

- (1) 令和3年8月1日（別表第1の改正規定）

- (2) 公布の日（第8条第2項の改正規定）

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成16年丹波市条例第136号）新旧対照表

現行				改正後（案）					
○丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例				○丹波市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例					
平成16年11月1日 条例第136号				平成16年11月1日 条例第136号					
最終改正 平成31年3月7日条例第20号 (一般廃棄物の減量及び処理)				最終改正 平成31年3月7日条例第20号 (一般廃棄物の減量及び処理)					
第8条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。				第8条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。					
2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u> （昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。				2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分（一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託）は、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づく基準並びに <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> （昭和45年法律第136号）に基づき定められた基準に従って行うものとする。					
3 市長は、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。				3 市長は、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を市民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。					
4 市長は、一般廃棄物の排出抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき、資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式及び事業活動の普及等に努めるものとする。				4 市長は、一般廃棄物の排出抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき、資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式及び事業活動の普及等に努めるものとする。					
5 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じさせない範囲において、規則で定める産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の処理を行うことができる。ただし、産業廃棄物の収集及び運搬は、行わない。				5 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じさせない範囲において、規則で定める産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の処理を行うことができる。ただし、産業廃棄物の収集及び運搬は、行わない。					
6 市長は、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量及び適正な処理の推進を図るため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。				6 市長は、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量及び適正な処理の推進を図るため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、助言又は指導を行うことができる。					
別表第1（第17条関係）									
種別	取扱区分	単位	金額		種別	取扱区分	単位	金額	
			一般	事業所				一般	事業所
ごみ 処理 手数 料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	可燃物	市長が指定する大袋1袋につき	80円	—	可燃物	市長が指定する大袋1袋につき	80円	—
		市長が指定する中袋1袋につき	60円	—	市長が指定する中袋1袋につき	60円	—		
		市長が指定する小袋1袋につき	40円	—	市長が指定する小袋1袋につき	40円	—		

		<u>つき</u>					<u>つき</u>		
	<u>プラスチック系のごみ</u>	<u>市長が指定する大袋1袋につき</u>	<u>50円</u>	—			<u>市長が指定する大袋1袋につき</u>	<u>20円</u>	—
		<u>市長が指定する中袋1袋につき</u>	<u>30円</u>	—			<u>市長が指定する中袋1袋につき</u>	<u>15円</u>	—
	<u>粗大ごみ</u>	<u>市長が指定する大1品目につき</u>	<u>600円</u>	—			<u>粗大ごみ</u>	<u>600円</u>	—
		<u>市長が指定する小1品目につき</u>	<u>300円</u>	—			<u>市長が指定する小1品目につき</u>	<u>300円</u>	—
<u>市長が指定する場所に自ら搬入する場合</u>	<u>可燃物</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>	<u>150円</u>			<u>可燃物</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>
	<u>プラスチック類</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>	<u>150円</u>			<u>プラスチック類</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>
	<u>金属類</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>	<u>150円</u>			<u>金属類</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>
	<u>陶磁器・ガラス類</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>	<u>150円</u>			<u>陶磁器・ガラス類</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>100円</u>
	<u>がれき類(瓦・タイル・ブロック・レンガ等)</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>150円</u>	—			<u>がれき類(瓦・タイル・ブロック・レンガ等)</u>	<u>10キログラムまでごとに</u>	<u>150円</u>

議案第59号

字の区域変更について

1 提案の趣旨

字の区域変更をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、提案するものである。

2 提案の概要

字の区域変更箇所 柏原町柏原地内

3 変更等理由

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査事業に伴い、錯雜地の解消を図るため、字の区域変更を行う。

4 字の区域変更図（別紙）

【地方自治法 抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

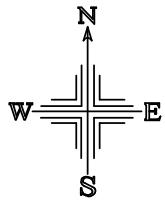
3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

字の区域変更図

字の変更区域



大字柏原町柏原



字東裡

字上中町北側

字本町北側裏

231-1

231-3

3605

213-2

四

231-2

220-3

220-2

216-1

213-1

232-3

字本町北側

237 · 238

232-2

232-1

229

旧小字 字本町北側裏

新小字 字本町北側

地籍調査事業 丹波市柏原町柏原地内 字界変更図

字本町南側

子音変更凡例	
● ● ●	大字界
— ● ● —	小字界
— ○ ○ ○ —	旧大字界
— ○ ○ —	旧小字界
● ● ● ●	新大字界
— ● ● —	新小字界
	変更区域
字○○○	旧大字名及び小字名
字○○○	新大字及び新小字名
	里道
	水路
	堤

議案第60号

丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第12号）が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

第4条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年丹波市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例 平成25年3月8日 条例第20号 (新設特定道路の構造の基準)</p> <p>第4条 移動等円滑化法第10条第1項に規定する条例で定める新設特定道路の構造の基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> <u>(平成18年国土交通省令第116号。以下「移動等円滑化省令」という。)</u>で定める基準 <u>(福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準（以下「特定施設整備基準」という。）が移動等円滑化省令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。</u></p>	<p>丹波市道の構造の技術的基準等を定める条例 平成25年3月8日 条例第20号 (新設特定道路の構造の基準)</p> <p>第4条 移動等円滑化法第10条第1項に規定する条例で定める新設特定道路の構造の基準は、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号。以下「移動等円滑化省令」という。）で定める基準 <u>(福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準（以下「特定施設整備基準」という。）が移動等円滑化省令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。</u></p>